

北海道自動車関連技術展示商談会実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、北海道自動車関連技術展示商談会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、自動車メーカー等に道内技術をアピールする展示商談会を開催し、道内企業と自動車メーカー等との取引促進を図ることを目的とする。

(事業内容)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 東北7県と合同で開催する「とうほく・北海道自動車関連技術展示商談会」の開催に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 実行委員会は、別表1の第1欄に掲げる団体における、同表の第3欄に掲げる役職の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(役員)

第5条 実行委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 監事 1名

(役員を選任)

第6条 役員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(役員職務)

第7条 委員長は、実行委員会を代表し、実行委員会の会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあったとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(総会)

第8条 実行委員会に、総会を置く。

- 2 総会は、構成員をもって組織する。

- 3 総会は、委員長が必要に応じて招集する。
- 4 総会の議長は、委員長がこれに当たり、委員長が欠席した場合にあっては委員長があらかじめ指名した者がこれに当たる。
- 5 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。
 - (1) 実行委員会の規約の制定及び改廃に関する事。
 - (2) 事業計画の制定及び変更に関する事。
 - (3) 予算及び決算に関する事。
 - (4) 実行委員会の解散に関する事。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会の運営に係る重要な事項に関する事。
- 6 総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 7 構成員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、代理人又は書面をもって議決権を行使することができる。
- 8 前項の規定により議決権を行使した構成員は、総会に出席したものとみなす。
- 9 総会の議事は、行使された議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 第6項から前項までの規定にかかわらず、委員長は、第5項各号に掲げる事項について書面により構成員の意見を徴することができる。

この場合において、全ての構成員（委員長を除く。）の2分の1以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の議決があったものとみなす。
- 11 委員長は、必要に応じ、総会に構成員以外の者に出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第9条 実行委員会の事務局は、北海道経済部産業振興局産業振興課に置く。

- 2 この規約に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(経費)

第10条 実行委員会の事業に要する経費は、負担金、協賛金その他の収入をもって充てる。

(会計)

第11条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。ただし、総会の議決を経て解散したときは、この限りでない。

- 2 この規約に定めるもののほか、実行委員会の会計における事務処理等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第12条 構成員は、無報酬とする。

2 構成員に対する費用弁償は、原則として行わない。ただし、総会の議決を得た場合は、この限りでない。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年9月25日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月22日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年12月2日から施行する。

別表1（第4条関係）

団 体 名	部 署	役 職
一般社団法人北海道機械工業会		専務理事
公益財団法人北海道中小企業総合支援センター	企業振興部	部長
独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部	企業支援課	課長
北海道	経済部	産業振興局長

別表2（第6条関係）

委員長 一般社団法人北海道機械工業会 専務理事
 副委員長 北海道経済部 産業振興局長
 監 事 公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 企業振興部長